**平成２２年（フ）第２０９号**
広島市東区馬木８丁目533番地の16
債務者　佐藤信子こと　佐藤　郁子(旧姓寺野)
1　決定年月日時　平成22年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
広島地方裁判所民事第４部

**平成２２年（フ）第２１５号**
広島県廿日市市梅原２丁目１番23―502号
債務者　増田　美利
1　決定年月日時　平成22年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
広島地方裁判所民事第４部

**平成２２年（フ）第２４４号**
広島市東区戸坂山崎町５番19―401号プロスパー山本、申立時の住所広島市中区広瀬北町３番36―206号広瀬ビル
債務者　渡辺　大生
1　決定年月日時　平成22年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
広島地方裁判所民事第４部

**平成２２年（フ）第２８４号**
広島市安芸区瀬野１丁目２番15―605号
債務者　堀田　春子
1　決定年月日時　平成22年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
広島地方裁判所民事第４部

**平成２１年（フ）第７５号**
徳島県阿南市見能林町林崎180番地８
債務者　横手　弘師
1　決定年月日時　平成22年３月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
徳島地方裁判所阿南支部

**平成２１年（フ）第８３号**
徳島県阿南市富岡町あ王谷22番地　安王谷団地14号室
債務者　森本　達也
1　決定年月日時　平成22年３月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
徳島地方裁判所阿南支部

**平成２１年（フ）第１７７号**
愛媛県新居浜市東田２丁目1704番地
債務者　石川まり子
1　決定年月日時　平成22年３月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
松山地方裁判所西条支部

**平成２１年（フ）第２１６号**
愛媛県四国中央市川之江町3113番地66
債務者　嶋田　定和
1　決定年月日時　平成22年３月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
松山地方裁判所西条支部

**平成２２年（フ）第３号**
愛媛県四国中央市土居町津根1813番地１
債務者　村上　宏光
1　決定年月日時　平成22年３月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
松山地方裁判所西条支部

**平成２１年（フ）第９６５号**
高知県香美市土佐山田町宮前町１番４号　井上アパート２Ｆ東
債務者　井上　雅昭
1　決定年月日時　平成22年３月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
高知地方裁判所破産係

**平成２２年（フ）第４４号**
高知市朝倉横町19番４号
債務者　池上　　勲
1　決定年月日時　平成22年３月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
高知地方裁判所破産係

**平成２２年（フ）第４７号**
高知市上町３丁目７番26号　アーバンハイツ上町501号
債務者　川澤　和加
1　決定年月日時　平成22年３月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
高知地方裁判所破産係

**平成２２年（フ）第５０号**
高知市西秦泉寺231番地　寺尾アパート
債務者　田中　展弘
1　決定年月日時　平成22年３月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
高知地方裁判所破産係

**平成２２年（フ）第５３号**
高知市上町１丁目８番23号　イトウマンションⅢ205号
債務者　松田　幹雄
1　決定年月日時　平成22年３月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
高知地方裁判所破産係

**平成２２年（フ）第６２号**
高知市六泉寺町112番地５　第２橘マンション206号
債務者　夕部　　瞳
1　決定年月日時　平成22年３月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
高知地方裁判所破産係

**平成２２年（フ）第７０号**
高知市塩屋崎町２丁目５番18号、住民票上の住所高知市塩屋崎町１丁目12番８号
債務者　南　ミヨ子
1　決定年月日時　平成22年３月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
高知地方裁判所破産係

**平成２２年（フ）第７４号**
高知市本丁筋155番地　神沢アパート
債務者　上岡　由佳
1　決定年月日時　平成22年３月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
高知地方裁判所破産係

**平成２１年（フ）第８２号**
高知県室戸市佐喜浜町3644番地３
債務者　上山　富唯
1　決定年月日時　平成22年３月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
高知地方裁判所安芸支部破産係